

様式第1号（第5条関係）



令和 3 年 4 月 1 日

笠岡市長 殿

所 在 地	笠岡市横島1388番地1		
協 議 会 名	横江・美の浜まちづくり協議会		
協 議 会 長 名	会長	齋藤 秀良	

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので、笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 1,303,000 円

【添付書類】

- （1）笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第2号）／
- （2）笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第3号）／
- （3）事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類
- （4）まちづくり協議会の規約及び役員名簿
- （5）その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 横江・美の浜まちづくり協議会

実施期間	令和 3 年4月1日から 令和 4 年3月31日まで		
会議の 開催予定	会議の種類	開催予定	
	総会	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。その代わり令和2年度運営交付金実績報告書等資料を配布する。	
	三役会	毎月一回開催とする。必要に応じて随時開催。	
活動費の 活動予定	活動名	目的、活動実施により期待される効果	実施内容
	環境整備	清掃活動を実施することにより地域住民のコミュニケーションを図り綺麗で住みやすい街づくりを目指す。花を植えることで心安らぐ環境を作る。景観の保持や住環境の改善。	3地区の公園の草刈りやゴミ拾いをする。年2回(春・冬)プランター等に花植えを実施する。
	地域福祉	高齢者を大切にし、敬老会などを支援することで地域の繋がりを図る。また、更生保護女性会の研修支援をする。 地域が繋がることにより連帯感を強めたい。	敬老会の必要備品のレンタル料・お礼等の負担。更生保護女性会の研修費の支援。
	バス利用促進	回数券を安価で販売することでバス利用の定着化を図る。 バスの利用者を増やす。	回数券@¥1,900を前年度までは@¥1,000で販売していたが、今年度より@¥1,600で販売する。
	安心安全ふれあい	子供達の登下校時の安心安全を守る 登下校時の見守りや挨拶運動により子供達と地域住民の世代を越えた繋がりができる。	更生保護女性会や地域住民有志(人件費考慮)によるパトロール。地域内における児童の見守り活動や防犯活動を行う。
		【目的】	
		【効果】	
		【目的】	
		【効果】	
		【目的】	
		【効果】	

※ 会議の開催予定及び活動費の開催予定の区分欄は、適宜変更して使用すること。

様式第3号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書

協議会名 横江・美の浜まちづくり協議会

【収入の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
市交付金	1,303,000	
その他収入	0	
計	1,303,000	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
人件費	450,000	年間払い会長70,000円・副会長2名80,000円・会計2名120,000円書記・理事180,000円
賃借料	0	
光熱水費	70,000	拠点施設の電気代・水道代
運営費	93,000	
消耗品費	75,000	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	6,000	〃
印刷製本費	0	〃
修繕料	0	〃
通信運搬費	0	〃
手数料	0	〃
使用料及び賃借料	12,000	〃
	0	〃
	0	〃
活動費	690,000	
環境整備	200,000	別添「【活動費】積算資料①」のとおり
地域福祉	185,000	別添「【活動費】積算資料②」のとおり
バス利用促進	105,000	別添「【活動費】積算資料③」のとおり
安心安全ふれあい	200,000	別添「【活動費】積算資料④」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
計	1,303,000	

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運営費積算

計	93,000	円
---	--------	---

消耗品費

内 容	金 額	積 算
コピー用紙	4,000	2,500枚×2箱
事務用品	20,000	プリンターインク
筆記用具	12,000	クリアブック・ファイル1,000円×10・ボールペン・修正テープ・糊
消毒用エタノール	9,000	1,000円×9
コピーカウント料	30,000	
計	75,000	／

食糧費

内 容	金 額	積 算
会議用お茶	6,000	2,000円×3箱
計	6,000	／

印刷製本費

内 容	金 額	積 算
計	0	

修繕料

[illegible]

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
計	0	

手数料

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
横島会館使用料	12,000	月1,000円×12ヶ月 (会議使用)
計	12,000	/

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

環境整備

200,000

月

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
燃料費	50,000	草刈り機用ガソリン代
替刃	30,000	1,000円×30
花植え	112,500	花苗56,250円×2回（春・冬年2回）
軍手	3,000	500円×6個
熊手	4,500	500円×9本
計	200,000	

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

地域福祉

185,000

四

内 容	金 額	積 算
敬老会催し物謝礼	65,000	東中学校吹奏楽部30,000円 横江幼稚園15,000円 お好み会15,000円 式次第筆書きお礼5,000円
計	65,000	

内 容	金 額	積 算
更生保護女性会研修支援	50,000	岡山刑務所視察と研修のバス代（工程表、見積もり表、目的添付）
計	50,000	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

(事務様式 9)

令和 3 年 4 月 20 日

協働のまちづくり課長 殿

協議会名：(横江・美の浜まちづくり協議会)

会長名；会長 (斎藤 秀良)

(令和 3) 年度 視察研修 実施計画書

このことについて、次のとおり先進地を訪問するため、視察研修を検討しております。

記

1、研修 目的	更生保護女性会綱領に則って、知識を求め自己研鑽に励むため 矯正施設への訪問または更生施設への訪問を毎年実施しておりますが、 昨年はコロナ禍のため、訪問研修はやむなく中止となりました。 美の浜地区更生保護女性会においても、昨年 2 名の新会員が入会してくれたことから、 先ずは初心に帰って、岡山刑務所が研修施設としては新会員にとりましても適切である、と判断をいたしました。 矯正施設の訪問研修を行うことで、綱領にもうたわれておりますように、過ちに陥った人たちの更生のための支えとなり 次代を担う青少年の健全な育成に努める、更女の心を養うことが目的であります。
2、参加者 (人数及び 参加団体名)	更生保護女性会美の浜地区会員 9 名
3、工程表	工程表は、別添のとおり

事業費計

月

105,000

報償費

内 容	金 額	積 算
計	0	

旅費

内 容	金 額	積 算
計	0	

需用費

内 容	金 額	積 算
バス回数券	105,000	回数券1枚につき300円×350枚
計	105,000	

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

安心安全ふれあい

200,000

月

内 容	金 額	積 算
見守り隊（地域住民有志・更生保護女性会）	200,000	1回500円×10人×40回/年
計	200,000	

内 容	金 額	積 算
計	0	

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

横江・美の浜まちづくり協議会 規約

第1章

(目的)

第1条 本会は、笠岡市自治基本条例に基づき、地域住民が自らの考えと行動によって地域の課題を解決し、安全で安心して暮らせる活気あるまちづくりを推進することにより、住民が主役の地域社会の実現を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、横江・美の浜まちづくり協議会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、横島地区・入江地区・美の浜地区の3地区とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、横島 1388-1 に置くが、郵便物等と連絡先は、会長宅とする。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の安全・安心システムの構築
- (2) 地域住民の生きがいづくり
- (3) 地域住民のコミュニティの場づくり
- (4) 地域の課題の解決
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域住民
- (2) 地域で活動する各種団体
*回覧物は、借家・アパート等を含み3地区の全世帯とする。

第3章 役員

(役員の種別)

第7条 本会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名 (3地区町内会長の1地区町内会長から又は適任者を選出)
- (2) 副会長 2名 (3地区町内会長の会長以外の2地区町内会長又は適任者とする)
- (3) 理事 20名以上 (三地区から代表理事を1名選出する)
- (4) 代議員 20名以上
- (5) 会計 1名と補佐1名 (三地区から選出)

- (6) 書記 1名 (三地区から選出)
- (7) 監事 2名
- (8) 必要に応じて相談役及び顧問を置くことができる。
(役員の選出)

第8条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、第7条に基づき選出する。
- (2) 理事は、第6条に規定する会員から選出する。(当面、各地区の各種団体から選出)
- (3) 代議員は、第6条に規定する会員から選出する。(当面、各地区行政協力委員から選出)
- (4) 監事は、第6条に規定する会員から選出する。
(役員の任期)

第9条 役員の任期は、1期2年とする。(再任は、妨げない。)

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。
(役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ指定された順位でその職務を代理する。
- 3 理事は、総会に出席し、地域の課題等を協議するほか、実践活動の中心的な役割を担う。
- 4 代議員は、総会に出席し、地域の課題等を協議するほか、実践活動の中心的な役割を担う。
- 5 監事は、本会の事業及び会計の監査を行う。

第4章 事務局職員

(事務局職員)

第11条 本会の会計及び日常業務を処理するため、事務局職員を置くことができる。

- 2 事務局職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。

第5章 会議

(会議の招集)

第12条 会議は、会長が招集する。

(総会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第14条 総会は、第7条に規定する役員をもって構成する。

第15条 通常総会は、毎年度5月末日までに開催する。(三地区の町内会の総会が有る為)

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときに開催する。

- (1) 理事会の同意を得て、会長が必要と認めたとき。

(2) 役員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき。

第16条 総会は、役員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(委任状も含む)

第17条 総会の議長は、会長が兼任する。

第18条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 役員の選任
- (3) 事業計画及び事業報告
- (4) 予算及び決算
- (5) その他重要事項に関すること。

第19条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号に規定する規約の改廃は、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。(委任状も含む)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の概要及び結果

2 議事録は、会長及び副会長が署名押印しなければならない。

(理事会)

第21条 理事会は、会長、副会長、理事、会計、書記及び監事で構成し、本会の運営等について協議する。

(部会)

第22条 総会及び理事会で議決された事項を実施するため、必要に応じて部会を設けることができる。

第6章 会計

(会計)

第23条 本会の運営に関する経費は、委託料、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 その他

(その他)

第25条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年3月11日から施行する。

(会計年度の特例)

2 本会の設立初年度の会計年度は、第24条の規定にかかわらず、設立の日から平成24年3月31日までとする。

3 この規定は、平成28年5月19日から施行する。

改訂事項

7条5項 会計1名（会長地区から選出）を会計1名、補佐1名（3地区から選出）とする。

7条6項 書記1名（会長地区から選出）を（3地区から選出）とする。

4 この規定は、平成29年5月24日から施行する。（案）

7条1項 会長1名（3地区町内会長の1地区町内会長から選出）を（3地区町内会長の1地区町内会長又は1地区町内会長地区の適任者から選出）とする。

7条2項 副会長2名（3地区町内会長の会長以外の2地区町内会長とする）を（3地区町内会長の会長以外の2地区町内会長又は、2地区町内会長地区の適任者とする）とする。

以 上